1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道７号	山形県鶴岡市五十川字浜千鳥無番から山形県鶴岡市三瀬字横町381番102まで
一般国道13号	山形県南陽市大字川樋字高野1585番２から山形県上山市中山字片倉壱まで
一般国道13号	山形県新庄市大字鳥越字下飯田4465番から山形県新庄市十日町字右京屋敷9388番まで
一般国道13号	秋田県大仙市花館字間倉州崎100番から秋田県大仙市北楢岡字中野369番１まで
一般国道45号	宮城県気仙沼市唐桑町字只越５番７から宮城県気仙沼市唐桑町字館210番１まで
一般国道45号	岩手県釜石市両石町第４地割42番３から岩手県釜石市片岸町第１地割26番１まで
一般国道46号	岩手県盛岡市飯岡新田８地割125番１から岩手県盛岡市向中野字千刈田65番１まで
一般国道46号	秋田県仙北市田沢湖小松字二枚橋126番１から秋田県仙北市角館町雲然山崎143番６まで
一般国道49号	福島県いわき市三和町合戸字中館下59番１から福島県石川郡平田村大字上蓬田字横森前27番１まで

2　指定する期日　平成23年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 23 年３月 24 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道26号	阪南市箱作2825番１号から大阪府泉南郡岬町淡輪2733番４まで
一般国道29号	姫路市相野字細矢939番93から姫路市林田町下伊勢字上ノ段418番128まで

2　指定する期日　平成23年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 23 年３月 24 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	守口市大日町２丁目41番１号から大阪市北区梅田１丁目３番まで
一般国道25号	柏原市国分本町１丁目131番４から大阪市北区梅田１丁目３番まで
一般国道26号	阪南市箱作2825番１号から大阪府泉南郡岬町淡輪2733番４まで
一般国道29号	姫路市相野字細矢939番93から姫路市林田町下伊勢字上ノ段418番128まで

2　指定する期日　平成23年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２７２９号

東京都荒川区町屋２丁目16－８－402

債務者　吉川　　勇

1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中西　哲男

4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午後２時30分

6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４２号

千葉県市川市中国分５丁目39－３

債務者　永橋惠美子

1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　川口　　誠

4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７４３号

東京都八王子市元本郷町２丁目３－17－105

債務者　魚住　竜一

1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　加納　　力

4　破産債権の届出期間　平成23年４月６日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前10時

6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで

東京地方裁判所民事第20部